


令和8年度

奨学生募集要項

(高等学校・高等専門学校 学生用)

 公益財団法人 ニビキ育英会

(事務局)

〒805-0019

北九州市八幡東区中央2丁目24番5号 芳賀ビル4F

TEL 093 (661) 3790(代)

FAX 093 (661) 3791

<https://nibiki-ikueikai.or.jp/>

目 次

公益財団法人ニビキ育英会について	1
1. 奨学生採用予定人数	2
2. 奨学金給付額と給付期間	2
3. 応募の資格	2
4. 応募の手続き（必要書類と提出期限）	4
5. 奨学生の選考と採否決定の時期	7
6. 採用式（採用手続き）	8
7. 採用内定者の提出すべき書類	8
8. 奨学金の支払	8
9. 採用後、毎年度の提出	9
10. 両親と死別や離別している場合の応募資格	9
11. 両親の離婚が成立していない場合の応募資格	10
出 願 書 類	
(1) 出願様式 1. 奨学生願書	11
(2) 出願様式 2. 奨学生願書	12
「奨学生願書 記入例 1」	13
「奨学生願書 記入例 2」	14
「奨学生願書（出願様式 1・2）の記入要領」	15
「収入に関する提出書類について」	20
(3) 出願様式 3. 奨学生推薦調書	22
(4) 出願様式 4. 成績証明書（出身中学校の所定書式で提出可）	23

公益財団法人 ニビキ育英会について

さんきゆう 山九株式会社の副社長をしておられた中村雅一まさかず氏は、高校在学中にお父様をなくされ母子家庭の中で成人されました。

大学卒業と同時に、祖父 せいしちろう 中村精七郎氏が設立した事業を継ぐため山九株式会社に入社し、若くして副社長となり内外の多くの人々からその将来を大いに嘱望されていましたが、志なかばにして健康を損ない、療養生活を送るようになりました。

療養生活中、数多くの人々から寄せられた励ましは精神面での大きな支えとなりました。また、そのことによって人の心の温かさを知り、深い感謝の気持を抱くようになりました。

そして、「将来性のある優秀な学生諸君で、たまたま父をなくしたために、安心して学業に励むことが出来なくなった人達に対して、多少なりともお役に立つことが出来たら幸せだ。」という思いから山九株式会社の発祥の地である福岡県で、母子家庭の子のために育英事業を行うことを思い立たれました。

こうして、自分の考えを親しい人にも打ち明け、またその実現を夢みながら療養に専念していましたが、その甲斐もなく昭和 54 年 10 月 8 日享年 36 歳という若さで人々から惜しまれつつお亡くなりになりました。中村福子夫人は、深い悲しみの中にもかかわらず、ご主人の遺志を継ぐことが何よりの供養であると思い、育英会設立のことを会社の幹部や各界の名士にご相談されました。

幸いにも心温まる励ましのお言葉とご助力を頂きましたので、福岡県に「財団法人 ニビキ育英会」の設立を申請いたしました。

このようにして育英会設立のために多額の財産を寄贈し、亡きご主人のかねてからの願いを果たされ、昭和 55 年 4 月 1 日、「財団法人 ニビキ育英会」が設立されました。

(平成 26 年 4 月 1 日より「公益財団法人 ニビキ育英会」に名称変更)

どうか、**この財団設立の経緯・趣旨をよく理解され、応募してください。**

そして希望に燃える青年諸君が勉学に励み、更には立派な社会人となり、次代を担う若人として、大いに羽ばたかれんことを期待して止みません。

■ 「ニビキ」の由来について

「ニビキ」とは中村家の家紋の名称であり、古く徳川時代、肥前国平戸（長崎県）の松浦藩第 36 代藩主（たいじょうこう 諦乗公）のご生母である中村氏が藩侯より家紋の一部を賜ったものです。

1. 奨学生採用予定人数

高等学校・高等専門学校生 70名～90名程度

2. 奨学金給付額と給付期間

給付月額 60,000円

- 給付期間は、令和8年4月から最短修学年限の終期までです。
- ニビキ育英会の奨学金は、返済の義務は一切ありません。
- 看護科の本科3年・専攻科2年からなる5年一貫教育の場合は、奨学金の支給期間は原則5年間となります。
ただし、看護専攻科への進級(進学)時に必要書類の提出など、所定の条件を満たす必要があります。
詳細については、3年生の時に対象者へ改めて通知いたします。

3. 応募の資格

- (1) 福岡県内に居住し、生活の本拠を有していること。
 - 住民票の住所が福岡県内であることを原則とします。
 - 出願時に福岡県内に居住していても、採用後に県外へ転居する予定である場合は応募の対象外です。
 - 国籍は問いません。
- (2) 母に事実上の婚姻関係（内縁関係・事実婚含む）がない母子家庭の子であること。
 - 父子家庭は対象外です。
 - 交際相手と同居している場合は、事実婚となります。同居していなくとも、頻繁な定期的訪問かつ定期的な生計費の補助を受けているなど、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在するときには、事実上の配偶者がいることにかわりないので事実婚に該当します。
 - 両親との死別・離別、または両親の離婚が成立していない場合は、9～10ページを確認してください。
- (3) 学業および人物が良好で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
 - 学業については、出身中学校における最終学年の学業成績全履修科目において、5段階評価の平均が**3.5点以上**であること。
 - 平均が3.5点未満の場合は、応募の対象となりません。必ず成績をご確認のうえ、ご応募ください。
- (4) 令和8年4月に福岡県内の高等学校または高等専門学校へ進学し、現在第1学年に在学中の者。
 - 通信制・定時制の学校に在籍している生徒、およびすでに2年生、3年生の生徒は対象外です。
- (5) 経済的理由により学資の支弁が困難であると認められる者。
 - 学資の支弁が困難とは、母の年収が年間500万円未満であることを条件とします。
 - 給与所得者であれば給与収入金額、給与所得者以外であれば所得金額、両方の収入があれば合計所得金額(総所得金額)が年間500万円未満であることを確認してください。

(6) 当会奨学生に採用された場合、当会奨学金と他の民間企業・団体が実施する給付型奨学金を併給(重複受給)しないこと。

ただし、一部併給を認める奨学金もあります。下記の「1.併給(重複受給)について」を参照してください。
 なお、併願(複数の奨学金に申し込むこと)については、「2.併願について」を確認してください。

【 他奨学金との併給(重複受給)と併願について 】

1.併給(重複受給)について

併給不可	民間企業・団体が実施している給付型奨学金(返還義務がない奨学金)
	<ul style="list-style-type: none"> ・高校在学中に受給する奨学金は、継続給付・一時金を問わず併給不可です。 例：民間財団の奨学金、企業による「応援金」「入学祝金」など。 ・中学校卒業時や高校入学前に、民間団体から「入学準備金」や「お祝い金」などをすでに受け取っている場合は併給に該当しません。 ・高校入学後および在学中に上記奨学金を受給している場合は、当会奨学金を選択する際に他団体の給付型奨学金の辞退・返納が必要です。
併給可	① 貸与型奨学金(返還義務がある奨学金)
	② 国・自治体が発給している奨学金(高校生等奨学給付金など)
	③ 生徒や保護者に現金が発付されるのではなく、学校に納付する入学金、授業料、施設費が減免される制度(高等学校等就学支援金、福岡県私立高等学校等学校納付金軽減補助金など)
	④ 学校独自の奨学金制度(特待制度、同窓会による奨学金など)
	⑤ 海外留学支援に関する給付型奨学金(※民間企業・団体の奨学金でも可)
	⑥ 日本学生支援機構の給付型奨学金(高等専門学校4～5年の奨学生のみ)

注 当会が「併給可」としている奨学金であっても、相手方の団体において「他の民間財団との併給不可」という規定を設けている場合があります。応募にあたっては、必ず双方の募集要項を確認してください。

2.併願について

他団体の奨学金との併願は可能です。

ただし、当会が併給を認めていない他団体の給付型奨学金に内定した場合は、いずれかを選択していただきます。

なお、第一希望の給付型奨学金が当会と併給不可の他団体である場合は、その選考結果が確定するまで、当会の内定を「保留」とすることが可能です。

また、高校在学中に併給が認められていない他の給付型奨学金と、当会の奨学金を重複受給された場合は、奨学金の返納も生じますのでご注意ください。詳細については、内定時に改めてお知らせします。

※これらの条件は令和8年度採用の奨学生より適用され、令和7年度以前に採用された奨学生とは条件が異なります。

4. 応募の手続き（必要書類と提出期限）

【 ① 申込みに必要な書類 】

5 ページ以降に注意事項や願書の記入例、記入方法を記載していますので、必ず確認してください。

全員が提出する必要がある書類・・・全てコピー不可	
(1) 奨学生願書（出願様式 1・2）	出願者本人が記入 ※一部項目は保護者による記入も可
(2) 奨学生推薦調書（出願様式 3）	出願者が在籍する高等学校の教職員が作成 ※学校長の捺印が必要
(3) 住民票	生計を一にする家族全員分の提出が必要
(4) 所得証明書	生計を一にする家族のうち、収入がある家族全員分の提出が必要 ※出願者の母は無収入であっても所得証明書の提出が必須 ※勤務先からもらう証明書(源泉徴収票など)は不可 ※就学者は提出不要
(5) 成績に関する資料(出願様式 4)	出身中学校に発行を依頼して取得

該当者のみ提出が必要な書類・・・当会所定の様式のみ原本で提出	
収入に増減があったことに関する書類	出願様式 5～7 および給与明細書のコピーなど ※出願者の母が該当する場合のみ提出が必要
年金を受給していることの証明書のコピー	年金振込通知書や年金額改定通知書などのコピー
生活保護を受けていることの証明書のコピー	生活保護費の受給が確認できる書類 (生活保護決定通知書のコピーなど)
児童養護施設や自立援助ホームに在籍していることの証明書のコピー	施設在籍証明書のコピー
ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)で養育されていることの証明書のコピー	児童委託証明書のコピー

【 ② 書類の提出期限 】

令和 8 年 6 月 24 日 (水) 必着

提出先：〒805-0019 北九州市八幡東区中央 2 丁目 24 番 5 号 芳賀ビル 4 階
公益財団法人 ニビキ育英会

TEL (093) 661-3790 / FAX (093) 661-3791

受付時間：9 時～16 時（土日・祝日・年末年始を除く。臨時閉局あり。）

※ 必ず学校経由で応募してください。個人での直接応募は認められません。 学校にて提出書類を取りまとめのうえ、当会宛に郵送で提出してください。

※ 母が長期療養のため入院中であり、出願者だけでは願書の記入や出願に関する書類の取得・作成が困難であるといった場合は、準備できるだけの書類を提出してください。

また、提出ができない旨を書いたメモ（A4 サイズの用紙であれば様式の指定なし）を一緒に提出してください。

【 全員が提出する必要がある書類についての注意事項 】

(1) 奨学生願書・・・出願様式 1、出願様式 2 (コピー不可)

- ・「願書記入例」「奨学生願書の記入要領」をよく読んで、間違いのないように記入してください。
- ・施設入居者やファミリーホームで養育されている場合は、提出書類や願書の記入方法が異なります。よくご確認のうえ、ご応募ください。
- ・出願様式 2 には、必ず出願者本人の写真(カラー、3 か月以内に撮影したもの、正面上半身)を貼付してください。

※ 願書は機械処理しますので、募集要項 11・12 ページの原紙もしくは当会ホームページに掲載の様式を印刷してご使用ください。願書原紙のコピーや、比率を変更して印刷した様式は使用しないでください。

(2) 奨学生推薦調書・・・出願様式 3 (コピー不可)

- ・現在在籍している学校で記入してもらってください。

(3) 住 民 票 (コピー不可)

- ・住民票上の同居別居にかかわらず、生計を一にしている家族について、全員の住民票の提出が必要です。

①住民票上では別居(世帯分離含む)になっているが生計同一者がいる場合

例：就学などのため県外に別居している兄弟に、母が常に生活費や学資金などを送金している。
別居している祖父母から、日常的に生活費や医療費などを負担してもらっている。

上記の例では、兄弟や祖父母も生計を一にしている家族に該当し、住民票の提出が必要となります。
該当者に給与や事業収入、年金収入などがあれば、各通知書等のコピーも提出してください。

(奨学生願書の記入要領 参照)

②住民票上では同居になっているが明らかに互いに独立した生活を営んでいる場合

例：同一の家屋で生活しているが、家計をそれぞれ完全に別々で管理している。

願書の「家庭事情」欄に、生計を別にして生計を営んでいる旨を記入してください。

- ・記載省略がされていないもので、発行日より 3 か月以内のものを提出してください。
- ・本籍・住民コード個人番号(マイナンバー)は省略可です。

※ 世帯主や続柄が省略された住民票を提出される方が多くいらっしゃいます。本籍、住民票コード、個人番号(マイナンバー)を除き、それ以外の情報は全て記載されている必要があります。

(4) 所得証明書 (コピー不可) ※ 勤務先からもらう証明書(源泉徴収票など)は不可

- ・市区町村発行の令和 8 年度版所得証明書(令和 7 年の 1 月～12 月の所得について記載がある証明書)を提出してください。年度違いの証明書を提出される方が多くいます。再提出となりますので、取得の際にはご注意ください。
- ・住民票上の同居・別居にかかわらず、実態として生計を一にしている家族に収入がある場合は、収入がある家族全員分の所得証明書の提出が必要です。
- ・母の所得証明書については、公的収入のみで生活している場合や無収入の場合でも、提出は必須です。ただし、以下の家族の場合は所得証明書の提出は不要です。

①母以外の無収入の家族

②アルバイトをしている就学者(予備校生含む)

※ 勤務先から交付される「源泉徴収票」や「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」は、提出書類として認められません。

※ 「市県民税(所得・課税)証明書」は提出書類として認めますが、収入金額や所得金額が明記されているものに限り、課税額のみが記載されているものは不可です。

(5) 成績に関する資料・・・出願様式 4 (コピー不可) など

- ・「卒業した中学校の最終学年学年末の成績証明書」もしくは「調査書」を提出してください。
- ・出願者が卒業した中学校に発行を依頼して交付を受けてください。
成績証明書については、当会所定の用紙(出願様式 4)を中学校に渡して記入していただくか、もしくは中学校所定の様式があればそちらを使用していただいても構いません。(いずれの場合もコピー不可)
- ・成績通知書や通信簿は不可です。「調査書」の場合は、高校保管の調査書の写しでも差し支えありません。

【 該当者のみ提出が必要な書類についての注意事項 】

収入に増減があったことに関する書類 ※出願者の母が該当する場合のみ提出が必要

- ・令和 8 年度版所得証明書に記載の収入(令和 7 年度の収入)と、現在の収入に大幅な増減(100 万円以上もしくは 20%以上の増減)がある場合は、所得証明書に加えて追加書類の提出が必要です。
(出願様式 5~7 および給与明細書のコピーなど)
- ・母以外の家族の収入変動については、申告のみで追加書類の提出は不要です。

※ 21 ページの「※2【追加で提出が必要な書類】」をよくお読みいただき、必要書類を提出してください。

年金を受給していることの証明書

- ・手元にある最新の通知書のコピーを提出してください。
- 老齢・障害・遺族年金：年金振込通知書または年金額改定通知書のコピー(いずれか 1 点)
労 災 関 連 の 年 金：支払決定通知書や振込通知書、変更決定通知書、支払証明書のコピー(いずれか 1 点)

生活保護を受けていることの証明書

- ・受給した生活保護費の金額が確認できる書類(生活保護決定通知書など)のコピーを提出してください。
直近一年分に発行されたもの全てのコピーの提出が必要です。
- ・通知書を紛失されている場合は、通帳のコピーを提出してください。直近一年で振込があった部分全てのコピーの提出が必要です。関係のない部分はマジックなどで黒塗りしてください。

※ 所得証明書も併せて提出してください。

施設や自立援助ホームに入居していることの証明書

施設在籍証明書のコピー

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)で養育されていることの証明書

児童委託証明書のコピー

【 ③ 応募書類の確認 】

- 応募書類や添付書類については、募集要項の「奨学生願書(出願様式 1)の記入要領」を十分に確認していただき、不備のないようご準備ください。
- 家庭事情や経済状況などの特にプライバシーに関わる書類については、任意の封筒に入れ、封をした状態で他の出願書類と併せて学校へ提出していただいて構いません。封筒の表には「出願者の氏名」および「所得証明書 在中」など、封入されている書類名を必ず記載してください。家庭の事情を封緘して提出する場合は、願書(様式 2)の該当欄へは記入せず、別紙(A4 サイズ)に記入したものを封入して提出してください。なお、願書(様式 1・2)は学校側の記載が必要な箇所がありますので、封緘せず提出してください。
- 不明な点がある場合は、学校担当者を通じて当会までお問い合わせください。記載内容に不備がある場合や必要書類が不足している場合は、応募を受け付けられないことがありますので、十分ご注意ください。また、当会からの問い合わせも、出願者本人ではなく学校担当者にさせていただきます。

【 ④ 学校担当者の方へ 】

- 奨学生の推薦人数および採用人数について、学校ごとの制限はありません。
- 出願者の追加がある場合は、提出期限までに追加の出願書類をご送付いただければ受理いたします。当会への事前連絡は不要です。
- 願書や推薦調書の様式が不足する場合は、当会ホームページに掲載している様式を印刷してご利用ください。推薦調書はパソコンで作成していただいても差し支えありません。
- 応募書類一式の封入方法について、当会から特別な指定はございませんが、出願者が複数いる場合は、クリップで留める、クリアファイルに入れるなど、個々の書類が識別しやすいようご配慮ください。また、郵送方法にも指定はございません。
- プライバシー保護の観点から、家庭事情や収入に関する書類は、出願者が封筒に入れ封をした状態で提出することを認めています。封をされた書類については、学校側で中身の確認は不要です。封筒の表書き(氏名・書類名)から提出書類の種類に不備がないかご確認いただき、未開封のまま当会へ送付してください。
- 当会からの問い合わせは、願書確認者にさせていただきます。願書の左上にある「[学校] 願書確認者署名」欄に、願書の記載内容について確認をしていただいた学校の担当教諭もしくは事務担当者本人が署名をしてください。

【 ⑤ 個人情報の取扱いについて 】

応募の際に提出していただく個人情報は、当会の個人情報管理規程に基づき適切に管理し、奨学生の募集、選考、採用、および当会が奨学金の給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には一切使用いたしません。

また、採用選考においては、性別や居住地等によって異なる取扱いは行っておりません。出願者の適性と能力に基づいた基準により、公正な採用選考に努めています。

【 ⑥ その他 】

- 応募書類は返却いたしません。当会にて適切に管理・破棄させていただきます。
- 当会の奨学金給付は、学校卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- 当会は、政治および宗教団体等とは一切関係ございません。

5. 奨学生の選考と採否決定の時期

- 願書・成績証明書・推薦調書等により、出願者の人物・優秀性および学資支弁の困難度等についてその資格を検討し、当会の選考基準による一次選考（書類選考）を行います。
なお、一次選考の結果は、学校への通知に出願者への通知を同封して送付します。出願者の自宅へは通知は送付されませんので、必ず学校担当者から通知を受け取ってください。
- 書類選考を通過した出願者に対しては、選考委員会による二次選考（面接試験）を実施し、採用内定者を決定します。面接試験の結果は、学校および出願者本人の双方へ個別に通知します。
- 面接試験は、8月4日(火)～8月6日(木)に行う予定です。日時・場所等は改めて通知します。
- 面接試験は面接対象者本人のみの出席となります。保護者の参加は必要ありません。
- 採否は、面接試験終了後、すみやかに学校および出願者本人に通知します。
採用内定者については、当会の採用式に出席し、所定の手続きを完了した時点で正式な採用となります。
※ 採否通知の到着前に、願書に記入した住所から転居される場合は、必ず当会までご連絡ください。

6. 採用式（採用手続き）

採用内定者は、8月22日(土)に採用手続きを兼ねた**採用式**を行う予定ですので、必ず出席してください。
欠席される場合は、採用辞退者となります。詳細については、別途通知いたします。
また、採用式はご本人のみの出席です。保護者の参加は必要ありません。

7. 採用内定者の提出すべき書類

(1)～(4)の書類を、原則採用式当日に提出してください。(1)(2)(4)については、当会指定の様式を採用式案内状に同封します。

なお、当会が併給を認めていない他団体の給付型奨学金を併願中の方は、当会の奨学金を利用することが確定した後に、(1)～(3)を提出していただきます。

- (1) 誓約書
- (2) 奨学金振込口座届
- (3) 口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカード)のコピー
- (4) 提出書類・他の奨学金確認書

※ 奨学金振込口座は、ゆうちょ銀行以外の本人名義の口座に限ります。

また、名義人の姓が現在と異なる場合は、必ず現在の姓に名義変更をした口座を届け出てください。

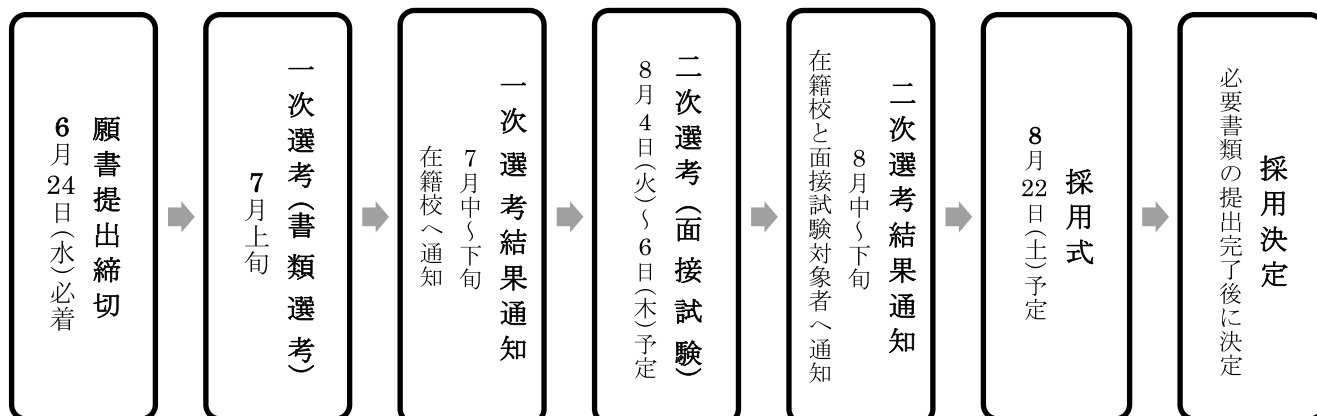
8. 奨学金の支払

4月分～9月分までの奨学金を、まとめて9月中に振り込みます。

10月以降は、届出のあった指定銀行に毎月25日（銀行休業日の場合はその前日）に振り込みます。

※ 全ての必要書類の提出が完了した後に、奨学金の支給が開始となります。提出状況によっては、初回の奨学金支給日が異なりますのでご注意ください。提出が遅れても当会の奨学金受給資格が確定となれば、4月分から遡り奨学金をまとめて支給いたします。

【 申込みから採用までの流れ 】



9. 採用後、毎年度の提出

<在学時>

奨学生資格の更新手続きとして、以下の書類を提出していただきます。

- ①学業成績証明書 ②住民票 ③他の奨学金に関する確認書

これらの提出書類に関する案内は、毎年3月上旬頃に送付いたします。指定された期日(毎年4月15日頃)までに提出をしてください。提出内容に問題がなければ、奨学金を4月分より引き続き支給いたします。

※ ③の用紙は、当会から送付する文書に同封いたします。この確認書は、当会と併給が認められていない奨学金を受給していないこと、および今後の受給予定の有無を確認するための書類です。

※ 看護専攻科へ進級する生徒は、「在学証明書」の提出も必要です。

<卒業時>

卒業後の進路について、当会に「進路報告書」を提出していただきます。

提出に関するご案内と指定の様式は、卒業年度の2月下旬頃に送付いたします。必要事項を記入し、指定された期日(3月下旬頃)までに提出をしてください。

※ 高等専門学校生は、1月中旬頃に依頼文書送付、2月上旬頃提出締切りの予定です。

10. 両親と死別や離別している場合の応募資格

現在、両親と死別や離別しており(両親がともに死亡や行方不明、養育費拒否など)、両親から経済的支援がなく監護や養育をされていない状態であり、かつ下記の該当施設等に入所(入居)している方は、応募の対象となります。

なお、採用後に祖父母等に扶養されることとなった場合は、奨学生の資格は失われます。

【 該当施設 】

施設 : 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)など
施設入所と同等とみなす事業 :

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

※ 応募の際には、両親との死別(離別)の状況、現住所へ入所(入居)した時期等について、「家庭事情」欄もしくは別の用紙(A4サイズであれば様式の指定なし)に記入して提出してください。

併せて、**施設在籍証明書**や**児童委託証明書**の提出も必要です。

1 1. 両親の離婚が成立していない場合の応募資格

原則として、理由を問わず離婚が成立していない場合は、当会における「母子家庭」とはみなされません。ただし、下記(1)～(3)のような状況にある家庭においては応募資格を認めますが、奨学生に内定後、採用資格を得るためには、離婚に至っていないことが証明できる書類や状況報告書などの提出が必要となります。詳細は、書類選考を通過した該当者の保護者宛てに個別に通知いたします。

実際に証明書や報告書を提出していただく時期は、面接試験に合格し奨学生に内定となった時です。出願の時点で提出していただく必要はございません。

なお、応募の際には、離婚が成立していない経緯や事情を、差し支えのない範囲で「**家庭の事情**」欄にできる限り具体的に記入してください。(1)(3)の場合は、母に離婚の意思があることが前提です。

記入欄が不足する場合は、別紙(A4 サイズの用紙であれば様式の指定なし。パソコンでの作成可。)に記入し、願書と一緒に提出してください。その際、願書の記入欄には“別紙”と明記してください。

※「状況報告書」は、当会から専用の様式を保護者宛てに送付します。個々の事情に応じて、年に2回ほど提出が必要となります。

離婚に至っていない事情	奨学生に内定後、必要な提出書類
(1) 離婚調停中 離婚裁判中	①弁護士等が作成した離婚調停中、または裁判中であることが証明できる書類 ②状況報告書
(2) 父親が行方不明	①民生委員や弁護士等が作成した行方不明を証明する文書 または警察が発行する行方不明者届受理証明など ②状況報告書
(3) DVが原因で 母親に離婚の 意思があるが 父親が離婚に 応じない	①下記のうち、いずれか1点 ・母が保護命令を受けている事実を明らかにする書類 (保護命令決定書の謄本や確定証明書など) ・女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や確認書 ・行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体による 証明書や確認書 ②状況報告書

【暴力(DV)等を理由に避難し、住民票を移すことができない人への注意事項】

父親からの暴力等を理由に避難しており、住民票を移すことができないまま住民票上の住所とは異なる福岡県内の居所(実家や母子生活支援施設など含む)で一時的に生活をしている場合は、以下のとおり対応してください。

1. 願書の記入方法

「現住所」欄：住民票の住所ではなく、現在実際に居住している住所を記入してください。

「家庭の事情」欄または別紙：住民票を移せない事情や現在の居住状況について詳しく記入してください。

2. 福岡県外に一時避難している場合

避難先が他県(佐賀県の実家など)であっても、将来的に母親が福岡県内に生活の本拠地を戻す予定であることを前提に、応募資格を認めます。上記と同様に、現住所と状況を願書に詳しく記入してください。

3. 注意事項(応募資格の喪失について)

選考の過程、または採用決定後に、保護者が避難先の県外へ完全に転居し、今後福岡県内に戻る予定がなくなった場合は、応募資格の取り消し、または内定取り消しとなります。あらかじめご了承ください。